

泉大津市教育委員会会議 令和6年第12回定例会

会 議 事 項

(令和6年12月26日)

会 議 事 項

日程第 1 議案第 4 7 号 泉大津市教育委員会表彰規程の一部改正について

日程第 2 報告第 2 7 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

教育委員会資料

6. 12. 26

教育政策課

議案第47号

泉大津市教育委員会表彰規程の一部を改正する 規程について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会表彰規程における所要の規程の整備を行うため、一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙1のとおり

3 施行期日等

改正後の規程は、令和7年1月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規程第 号

泉大津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程 (案)

泉大津市教育委員会表彰規程（昭和 28 年泉大津市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「業績又は行為のあった」を削る。

第 8 条を第 9 条とし、第 4 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 3 条中「第 1 条及び第 2 条で」を「前 3 条に」に、「又は勤務する者及び」を「若しくは勤務する者又は」に改め、「団体」の次に「(以下「泉大津市在住者等」という。）」を加え、同条第 1 号及び第 2 号中「者」を「もの」に改め、同条第 3 号中「業績又は行為のあった者」を「もの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、泉大津市在住者等以外のものであって、前項各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「学校の生徒、児童」を「学校園の児童、生徒又は園児」に、「学校長」を「校長又は園長」に改め、同条第 3 号中「、適當」を「適當」に改め、「成績又は行為のあった」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 文化活動又はスポーツに関する大会において特に優秀な成績を収めた者

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

(1) 学校医等として 20 年以上在職した者

(2) その他委員会が表彰するのが適當であると認める者

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰規程新旧対照表

改 正 案	現 案 行
<p>第1条 泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校園の教職員（府費負担職員を含む。）であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める者</p>	<p>第1条 泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校園の教職員（府費負担職員を含む。）であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める<u>業績又は行為のあった者</u></p>
<p><u>第2条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。</u></p> <p>(1) <u>学校医等として20年以上在職した者</u></p> <p>(2) <u>その他委員会が表彰するのが適当であると認める者</u></p>	
<p>第3条 委員会の所管に属する<u>学校園の児童、生徒又は園児</u>で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、<u>校長又は園長</u>の推薦によって委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>文化活動又はスポーツに関する</u></p>	<p>第2条 委員会の所管に属する<u>学校の生徒、児童</u>で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、<u>学校長の</u>推薦によって委員会がこれを表彰する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>大会において特に優秀な成績を収めた者</u></p> <p>(4) <u>その他委員会が表彰するのが適当であると認める者</u></p> <p><u>第4条 前3条に規定するものを除くほか、泉大津市に在住若しくは勤務する者又は泉大津市に所在する団体（以下「泉大津市在住者等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</u></p> <p>(1) <u>教育の発達について特に功績があったもの</u></p> <p>(2) <u>社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績をあげたもの</u></p> <p>(3) <u>その他委員会が表彰するのが適当であると認めるもの</u></p> <p><u>2 委員会は、泉大津市在住者等以外のものであって、前項各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。</u></p> <p><u>第5条～第9条</u> (略)</p>	<p>(3) <u>その他委員会が表彰するのが、適当であると認める成績又は行為のあった者</u></p> <p><u>第3条 第1条及び第2条で規定するものを除くほか、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。</u></p> <p>(1) <u>教育の発達について特に功績があった者</u></p> <p>(2) <u>社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績をあげた者</u></p> <p>(3) <u>その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあった者</u></p> <p><u>第4条～第8条</u> (略)</p>

報告第 2 7 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）～ 令和 6 年 1 1 月 3 0 日（土）

4 内 容

別紙 2 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R6.11.27	R7.2.9	泉大津高校吹奏楽部第35回定期演奏会	泉大津高等学校吹奏楽部
2	R6.11.27	R7.2.1	日本道德教育学会近畿支部令和6年度冬の道德セミナー	日本道德教育学会近畿支部
3	R6.11.28	R7.2.15	映画上映会 & 里親相談会	社会福祉法人和泉乳児院 里親支援機関つむぎ

新